

# 保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに課されます。

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額 } 38,925\text{円} + \text{所得割額}$$

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 7.18%

※均等割額と所得割率は、原則として秋田県内で均一となります。  
※保険料の賦課限度額は年50万円です。

※賦課のもととなる所得金額とは…収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額のことです。

例：330万円未満の年金収入のみの方の場合 年金収入 - 公的年金控除額(120万円) - 基礎控除額(33万円)

# 保険料の納め方

保険料は原則、年金からの天引き(特別徴収)ですが、下記のような様々な条件により、窓口納付または口座振替といった納付方法(普通徴収)になることがあります。

## ●年金からの天引き(特別徴収)

**対象となる方** ●年金の受給額が年18万円以上の方(後期高齢者医療保険料額と介護保険料額との合計が年金の受給額の2分の1を超える場合を除く。)

**納め方** 年6回の年金の受給時に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

●前年の所得が確定していないため、仮算定された保険料額となります。  
●前年の所得により算定された年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額となります。

## ●納付書または口座振替での納付(普通徴収)

**対象となる方** ●年金の受給額が年18万円未満の方  
●後期高齢者医療保険料額と介護保険料額との合計が年金の受給額の2分の1を超える方  
●介護保険料が年金から天引きされていない方

**納め方** ●納付書の場合 市町村から送付される納付書で、納期限内に指定された金融機関等で納めます。  
●口座振替の場合 ご指定の口座から納期限内自動的に引き落とされます。

普通徴収の納期(原則各月の月末まで)			
7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)
11月(5期)	12月(6期)	1月(7期)	2月(8期)

- 普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめいたします。
- 特別徴収の方は、口座振替へ変更することもできます。(※確実な納付が見込まれない場合は、口座振替への変更が認められない場合があります。また、口座振替において振替不能になった方等については、再度、特別徴収となる場合があります。)
- 納付方法の変更手続きにつきましては、お住まいの市町村担当窓口にてご相談ください。

# 保険料が軽減される場合があります

保険料が軽減される場合には、あらかじめ軽減した保険料をご通知しますので、あらかじめ手続きをしていただく必要はありません。

## ① 均等割額の軽減について

### ●所得の少ない方

所得の少ない方は、保険料の均等割額が世帯の所得にあわせて次のとおり軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等	軽減後均等割額
<b>9割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	<b>3,892円</b>
<b>8.5割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	<b>5,838円</b>
<b>5割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯	<b>19,462円</b>
<b>2割軽減</b>	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	<b>31,140円</b>

※「総所得金額等」とは収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除した金額です。なお、均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。  
※65歳以上の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差引き、さらに15万円(高齢者特別控除)を差引いた額を軽減判定の所得とします。

### ●職場の健康保険等の被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険等(下記保険)の被扶養者であった方は、均等割額が9割減額され、所得割額がかかりません。

○対象となる保険：協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)、各健康保険組合、共済組合、船員保険 ※国保、国保組合は対象となりません。

軽減割合	該当する条件等	軽減後均等割額
<b>9割軽減</b>	制度加入前に職場の健康保険等の被扶養者であった方	<b>3,892円</b>

## ② 所得割額の軽減について

### ●賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方

賦課のもととなる所得金額(基礎控除後)が58万円以下の方については、その所得割額が5割軽減となります。年金収入のみの方は、年額211万円以下の方が該当します。

